令和2年かすみがうら市議会第4回定例会 市長提出議案概要書

令和2年11月20日

かすみがうら市

○ 条例に関する議案〔9件〕

議案第 52 号	かすみがうら市一般職の任期付職員	の採用及び給与	手の特例に
	関する条例の一部を改正する条例の	制定について	【一部改正】
			1
議案第 53 号	かすみがうら市特別職の職員で常勤	のものの給与ス	及び旅費に
	関する条例の一部を改正する条例の	制定について	【一部改正】
			2~3
議案第 54 号	かすみがうら市職員の給与に関する	条例の一部を改	 放正する条
	例の制定について【一部改正】		4~5
議案第 55 号	かすみがうら市長等の損害賠償責任	の一部免責に関	関する条例
	の制定について【新規】		6
議案第 56 号	かすみがうら市行政組織条例の一部	を改正する条例	列の制定に
	ついて【一部改正】		7~8
議案第 57 号	かすみがうら市あじさい館設置及び	管理に関する剣	条例等の一
	部を改正する条例の制定について【	一部改正】	
			9
議案第 58 号	かすみがうら市国民健康保険税条例	の一部を改正す	する条例の
	制定について【一部改正】		10
議案第 59 号	かすみがうら市介護保険条例の一部	を改正する条例	列の制定に
	ついて【一部改正】		11
議案第 60 号	かすみがうら市都市計画法の規定に	よる開発行為の	の許可等の
	基準を定める条例の一部を改正する	条例の制定につ	ついて【一
	部改正】		12

○ 財産の取得に関する議案〔1件〕

議案第 65 号 小中学校学習者用コンピューター機器等の取得について 26

○ その他の議案〔7件〕

議案第66号 湖北環境衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び湖 北環境衛生組合規約の変更について

..... 27

議案第67号 つくば市等公平委員会を共同設置する地方公共団体数の減少 及び同公平委員会規約の変更について

		 28
議案第 68 号	市道路線の廃止について	 29~30
議案第 69 号	市道路線の廃止について	 31~32
議案第 70 号	市道路線の廃止について	 33~34
議案第 71 号	市道路線の変更について	 35~36
議案第 72 号	市道路線の変更について	 37~38

議案第52号

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【一部改正】

1 要 旨

国及び他の自治体の給与制度との均衡を図るため、令和2年10月7日 に出された人事院勧告に伴い、特定任期付職員の期末手当について、国に 準拠した制度とするため、この条例を制定するもの。

2 内 容

(1) 期末手当支給月数の改定

ア 令和2年度の支給月数(合計3.35月)

・0.05月分を12月期で引下げ

6月期 1.7月(変更なし)

1 2 月期 1. 7 月 ⇒ 1. 6 5 月

(0.05月の引下げ)

イ 令和3年度以降の支給月数(合計3.35月)

・6月期と12月期の支給月数を平準化

6月期 1.7月⇒1.675月

(0.025月の引下げ)

12月期 1.7月⇒1.675月

(0.025月の引下げ)

3 施行年月日

令和2年11月30日

ただし、令和3年度以降の支給月数の改定については、令和3年4月1 日から施行する。

[総務部:総務課]

議案第53号

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅

費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【一部改正】

1 要 旨

国及び他の自治体の給与制度との均衡を図るため、令和2年10月7日 に出された人事院勧告に伴い、令和2年度及び令和3年度以降の期末手当 について、国に準拠した制度とするため、この条例を制定するもの。

2 内 容

- (1) 期末手当支給月数の改定
 - ア 令和2年度の支給月数(合計3.35月)
 - ・0.05月分を12月期で引下げ
 - 6月期 1.7月(変更なし)
 - 1 2 月期 1. 7 月 ⇒ 1. 6 5 月
 - (0.05月の引下げ)
 - イ 令和3年度以降の支給月数(合計3.35月)
 - ・6月期と12月期の支給月数を平準化
 - 6月期 1.7月⇒1.675月
 - (0.025月の引下げ)
 - 12月期 1.7月⇒1.675月
 - (0.025月の引下げ)
 - ウ 対象者:市長、副市長、教育委員会教育長
 - ※市議会議員についても、本条例の例により引き下げとなる。

3 施行年月日	
令和2年11月30日	
ただし、令和3年度以降の支給月数の改定については、	令和3年4月1
日から施行する。	
	総務部:総務課 〕

議案第54号

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】

1 要 旨

国及び他の自治体の給与制度との均衡を図るため、令和2年10月7日 に出された人事院勧告に伴い、令和2年度及び令和3年度以降の期末手当 について、国に準拠した制度とするため、この条例を制定するもの。

2 内 容

給与勧告及び報告の骨子(一部抜粋)

○本年の給与勧告及び報告のポイント

ボーナスを引下げ、月例給の改定なし

- ① ボーナスを引下げ (△0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ 期末手当の支給月数に反映
- ② 月例給は、民間給与との較差(△0.04%)が極めて小さく、 適切な改定が困難であることから、改定を行わない。
 - (1) 再任用職員以外の期末手当の支給月数の改定
 - ア 令和2年度の期末手当の支給月数 (期末手当と勤勉手当の合計4.45月)
 - ・期末手当0.05月分を12月期で引下げ
 - 6月期 1.3月(変更なし)
 - 1 2 月期 1. 3 月 ⇒ 1. 2 5 月

(0.05月の引下げ)

勤勉手当(変更なし)

6月期 0.95月

12月期 0.95月

イ 令和3年度以降の期末手当の支給月数

(期末手当と勤勉手当の合計4.45月)

・期末手当0.05月分を6月期と12月期で引下げ

6月期 1.3月⇒1.275月

(0.025月の引下げ)

12月期 1.3月⇒1.275月

(0.025月の引下げ)

3 施行年月日

令和2年11月30日

ただし、令和3年度以降の支給月数の改定については、令和3年4月1 日から施行する。

[総務部:総務課]

議案第55号

かすみがうら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について【新規】

1 要 旨

地方自治法の改正に伴い、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償 責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、 賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を条例で定めることがで きるとされたことから、損害賠償責任の一部免責の基準等を定めるもの。

2 内 容

- (1) 市長等が賠償の責任を負う額から市長等に係る基準給与年額に、 次に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせ る。
 - ア 市長 6
 - イ 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会 の委員又は監査委員 4
 - ウ 農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長 又は地方公営企業の管理者 2
 - エ 市の職員 1
- 3 施行年月日 公布の日

〔総務部:総務課〕

議案第56号

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】

1 要 旨

重点施策などに迅速かつ的確に対応し、効率的な行政運営と行政サービスの更なる向上のための執行体制を整備するため、行政組織機構の一部見直しに伴い、条例の一部を改正するもの。

2 内 容

(1) 部の再編

- ア 企業誘致及び商工部門と産業振興部門の連携強化を図るため、「商業、工業及び労政」に関する業務を「市長公室」から「都市産業部」へ移管する。移管に伴い、「都市産業部」を「産業経済部」に名称変更し、「地域未来投資推進課」を「市長公室」から「産業経済部」へ移管する。
- イ 都市政策部門と建設部門の連携強化を図るため、「都市計画、開発、公園緑地、建築指導及び土地区画整理」に関する業務を「都市産業部」から「建設部」へ移管する。移管に伴い、「建設部」を「都市建設部」に名称変更し、「都市整備課」を「都市産業部」から「都市建設部」に移管する。
- ウ ICTに関する業務に重点的に取り組むため、「行政改革」 に関する業務を「行財政改革・公共施設等マネジメント推進 室」から「市長公室」へ移管し、施設整備・管理に関する業 務を「行財政改革・公共施設等マネジメント推進室」に置 く。移管等に伴い、「行財政改革・公共施設等マネジメント 推進室」を「公共施設等マネジメント推進室」に名称変更す る。

3	施行年月日	
	令和3年4月1日	
	7743十4月1日	
	L	市長公室:政策経営課]

議案第57号

かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例等 の一部を改正する条例の制定について【一部改正】

1 要 旨

市行政組織の改編に伴い、あじさい館多目的室を使用廃止とするとともに、平成28年度より教育委員会から市長部局に所管替えしている実情を踏まえ、現状に合わせた改正が必要であるため、かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例等の一部を改正するもの。

2 内 容

- (1) かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部改正
 - ・市行政組織の改編に伴い、多目的室を使用廃止することから多目的室を削り、あじさい館の所管を教育委員会から市長部局に変更する。
- (2) かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例の一部改正
 - ・福祉館の所管を教育委員会から市長部局に変更する。
- (3) かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部改正
 - ・市行政組織の改編に伴い、あじさい館多目的室を使用廃止するため。

3 施行年月日

公布の日

ただし、経過措置として施行の際、改正前に使用許可を受けている者の 多目的室の利用については、従前の例による。

[保健福祉部:介護長寿課]

議案第58号

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】

1 要 旨

地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するもの。

2 内 容

国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を43万円(現行:33万円)に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算する。

3 施行年月日

令和3年1月1日

〔 市民部: 国保年金課 〕

議案第59号

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】

1 要 旨

租税特別措置法及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を 改正するもの。

2 内 容

- (1) 租税特別措置法の一部改正
 - ・長期譲渡所得に係る課税の特例
- (2) 介護保険法施行令の一部改正
 - ・介護保険サービス利用の際、自己負担割合に係る判定基準の見 直し
- 3 施行年月日

令和3年1月1日

〔保健福祉部:介護長寿課〕

議案第60号

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可 等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ いて【一部改正】

1 要 旨

立地適正化計画に基づき、市街化区域の居住誘導区域等の人口密度の低下を抑止すること、また、都市再生特別措置法第88条に規定する居住誘導区域外の開発行為等の届出等の義務化に鑑み、区域指定制度による許可対象建築物の用途を改正するため、条例の一部を改正するもの。

2 内 容

改正前 (第二種低層住居専用地域並み)	改正後	
自己用住宅	自己用住宅	
専用住宅(非自己用)、共同住宅 等	-	
兼用住宅(自己用)	兼用住宅(自己用)	
兼用住宅(非自己用)	-	
店舗(自己用)	店舗(自己用)	
店舗 (非自己用)	-	
事務所、作業所(自己用)	事務所、作業所(自己用)	
事務所、作業所(非自己用)	-	
幼稚園、小学校、中学校、高等学校 神社、寺院、教会、診療所、保育所、 老人ホーム 等	- ※他の許可要件の適用可能	

3 施行年月日

令和4年4月1日

〔都市産業部:都市整備課〕

議案第61号

令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算(第8号)

(単位:千円)

(単位:千円)

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ5億6千346万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ253億3千105万9千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正

款 補正前の額 補正額 計 地方特例交付金 20,000 16,941 36,941 地方交付税 4, 740, 382 168, 921 4, 909, 303 国庫支出金 7, 309, 806 57,847 7, 367, 653 県支出金 1, 393, 394 53, 137 1, 446, 531 繰入金 1, 363, 567 32, 363 1, 395, 930 繰越金 423, 422 71,968 495, 390 諸収入 371, 514 162, 292 533, 806 歳入合計 24, 767, 590 563, 469 25, 331, 059

(2) 歳出の補正

款	補正前の額	補正額	計
議会費	144, 949	△27	144, 922
総務費	6, 252, 158	43, 369	6, 295, 527
民生費	6, 312, 886	205, 616	6, 518, 502
衛生費	2, 780, 060	△12, 810	2, 767, 250
労働費	26, 088	176	26, 264

農林水産業費	723, 468	9, 931	733, 399
商工費	1, 090, 838	267, 174	1, 358, 012
土木費	1, 548, 820	1, 542	1, 550, 362
消防費	1, 173, 231	△13, 998	1, 159, 233
教育費	2, 621, 706	62, 496	2, 684, 202
歳出合計	24, 767, 590	563, 469	25, 331, 059

(単位:千円)

(3) 事業別補正予算の説明

	(-) 1/2/4/1111 - 1/2/4		(1)= - 114)
	歳出(事業)	補正額	事業担当課
ア	議会費の事業費		
	職員等人件費	225	総務課
	市議会運営事業	△252	議会事務局
イ	総務費の事業費		
	職員等人件費	17, 824	総務課
	新生児特別定額給付金事業(政策)	20, 115	健康づくり増進課
	公有財産調整事業 (政策)	10, 263	行財政改革・公共施設等マネジメント推進室
	企画調整事業 (政策)	△21, 000	政策経営課
	あじさい館管理事業	8, 192	介護長寿課
	市税賦課事務事業	2, 410	税務課
	住民基本台帳事業	5, 565	市民課
ウ	民生費の事業費		
	職員等人件費	△6, 616	総務課
	国民健康保険特別会計繰出事業	△3, 582	国保年金課
	社会福祉施設整備事業(政策)	22, 033	介護長寿課
•	•	•	•

<u> </u>	章害者自立支援事業	9, 545	社会福祉課
Ē	医療福祉事業	3, 187	国保年金課
仓	发期高齢者医療事業	616	国保年金課
Í	介護保険特別会計繰出事業	1, 533	介護長寿課
IJ	見童扶養手当事業	775	子ども家庭課
y	見童手当事業	1, 273	子ども家庭課
伊	呆育所事業	300	子ども家庭課
伊	呆育所事業 (政策)	1,680	子ども家庭課
万	広域委託事業	2, 431	子ども家庭課
禾	弘立保育所事業 (政策)	43, 599	子ども家庭課
言	忍定こども園事業	88, 126	子ども家庭課
1	家庭的保育等事業	2, 059	子ども家庭課
力		2, 820	大塚児童館・ふれあいセンター
<u> </u>	生活保護等総務事業	25, 837	社会福祉課
<u> </u>	生活保護等扶助事業	10,000	社会福祉課
工	衛生費の事業費		
耶	 職員等人件費	△6, 232	総務課
原	或染症対策事業	2, 465	健康づくり増進課
			介護長寿課
£	母子保健事業	△9, 043	健康づくり増進課
才	労働費の事業費		
耶	工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	176	総務課
カ	農林水産業費の事業費		
耶	 職員等人件費	2, 400	総務課

ı		I	ı
	農業振興事業	1, 190	農林水産課
	畜産振興事業 (政策)	1,632	農林水産課
	土地改良整備支援事業 (政策)	4, 709	農林水産課
丰	商工費の事業費		
	職員等人件費	6, 646	総務課
	中小企業対策事業 (政策)	△70, 468	地域未来投資推進課
	商工振興事業(政策)	330, 996	地域未来投資推進課
ク	土木費の事業費		
	職員等人件費	1, 542	総務課
ケ	消防費の事業費		
	職員等人件費	△13, 998	総務課
コ	教育費の事業費		
	職員等人件費	626	総務課
	教育委員会事務局運営事業	105	学校教育課
	小学校コンピューター設置事業 (政策)	35, 702	学校教育課
	中学校コンピューター設置事業 (政策)	20, 250	学校教育課
	千代田公民館管理事業	5, 813	千代田中地区公民館

〔 市長公室:政策経営課 〕

令和2年度 一般会計補正予算第8号 R021130第4回定例会

No	事業	内	容	単位:	千円
1	市議会運営	事業		△252	
	議員期末	手当			
2	新生児特別	定額給付金事業(政策	策)	20, 115	
		特別定額給付金(給付額1 4月28日生れ~令和3年4J			20, 000
3		整事業(政策)		10, 263	
	旧下大津	赴小学校解体工事設計業 和	務委託		
4	企画調整事	業(政策)		△21, 000	
		コナウイルス感染症対策2 643千円 実績見込み8,0		還元業務委託	
5	あじさい館			8, 192	
	事務室改	攻修工事			4, 290
	事務室用]備品			3, 768
6	市税賦課事	 務事業		2, 410	
	市 確定申告	電話予約システム業務	委託		1, 176
	市 窓口用キ	テャッシュレスPOSレジ購	入 1台		1, 234
7	住民基本台	帳事業		5, 565	
	市 証明書交	で付用タブレット機器購入	3台		1, 865
	市 窓口用キ	テャッシュレスPOSレジ購	入 3台		3, 700
8	国民健康保障	険特別会計繰出事業		△3, 582	
9	社会福祉施設	設整備事業(政策)		22, 033	
		聚介護総合確保基金事業ネ 哉員宿舎施設整備事業	補助金		
10	障害者自立	支援事業		9, 545	
	障害者自	1立支援給付審査支払等	システム改修委託		990
	国庫負担	目金及び県負担金等超過3	交付返還金		8, 555
11	医療福祉事	 業		3, 187	
	医療福祉	Ł費等補助金返還金			

No	事業	内	容	単位:	千円
12	後期高齢者医療事業			616	
	後期高齢者医療特別	別会計繰出金			
13	介護保険特別会計繰	出事業		1, 533	
14	児童扶養手当事業			775	
	国庫負担金等超過:	交付金返還金			
15	児童手当事業			1, 273	
	電子申請操作説明 児童手当等手続		§託 スマホ等で手続き可能)		363
	国庫負担金等超過:	交付金返還金			910
16	保育所事業			300	
	消耗品費(マスク	等衛生用品・原	惑染防止消耗品)		
17	保育所事業(政策)			1, 680	
	市 新型コロナウイル	ス感染症対策の	详事者慰労金 56人×3万	円	
18	広域委託事業			2, 431	
	広域公立入所委託				1, 110
	広域私立入所委託				1, 321
19	私立保育所事業(政	策)		43, 599	
		送迎バス補助金	&、民間保育所補助金、 章害児保育事業補助金		6, 086
	新型コロナウイル	ス感染症緊急管	回括支援交付金		3, 400
	市 新型コロナウイル	ス感染症対策征	英事者慰労金 211人×37	5円	6, 330
	国庫補助金等返還:	金			27, 783
20	認定こども園事業			88, 126	
		園・くりのみ自	自然幼稚園2園分見込む kみなみこども園が区分変	变更	85, 381
	施設等利用費(認	可外保育施設)			1, 638
	国庫補助金等返還:	金			1, 107

No	事業	内	容	単位:	千円
21	家庭的保育等事業			2, 059	
	市内地域型保育給付 家庭的保育事業事				
22	放課後児童健全育成署	事業(政策)		2, 820	
	市 新型コロナウイルス	ス感染症対策従事者慰	労金 94人×3万円		
23	生活保護等総務事業			25, 837	
	国庫負担金等超過交	₹付返還金			
24	生活保護等扶助事業			10, 000	
	生活扶助費				8, 000
	介護扶助費				2, 000
25	感染症対策事業			2, 465	
		ミ託(新型コロナウイ ×100件、通知等郵送			1, 660
	市 備品購入費 サーマルカメラ(非接触式スタンド型体	本温検知器)7個 655千円		
	ノータッチ式ディ 設置場所:千代田	ィスペンサー(自動消費 3庁舎、霞ヶ浦庁舎、	峰噴霧器)7個 150千円		805
26	母子保健事業			△9, 043	
	妊婦・乳児健診委託	托 ※受診者減少			
27	農業振興事業			1, 190	
	産地生産基盤パワー	-アップ事業補助金			
28	畜産振興事業 (政策)			1, 632	
	家畜防疫予防事業推 CSF(豚熱)ワ				
29	土地改良整備支援事業	業 (政策)		4, 709	
	県単土地改良上乗せ	t補助金:9地区			
30	中小企業対策事業(政	改策)		△70, 468	
			モデル構築支援事業補助 差引103社分減額		△14, 068
	市 事業継続給付金 当 82社分減額	台初見込450社 申	請見込168社 差引2		△56, 400

No	事業	内容	単位:	千円
31	商工	振興事業(政策)	330, 996	
	市	商品券販売引換手数料		2, 124
	市	かすみエールプレミアム商品券発行運営業務委託		17, 418
	市	かすみエールプレミアム商品券交付金 17,521世帯X2万円X0.9		315, 378
	市	新型コロナ対策消費喚起割引チケット交付金		△3, 924
32	教育	· 委員会事務局運営事業	105	
		夜間学級連絡協議会負担金		
33	小学		35, 702	
	市	GIGAスクール対応家庭学習用ソフトウェア等 2,070台分		
34	中学		20, 250	
	市	GIGAスクール対応家庭学習用ソフトウェア等 1, 181台分		
35	千代	;田公民館管理事業	5, 813	
		千代田公民館軽量鉄骨倉庫解体工事		4, 862
		千代田講堂照明及び駐車場街路灯交換工事		951
36	職員	等人件費	2, 593	
ŕ	全	' †	563, 469	

- ※1 事業の内容は主なものを掲載しているため合計と一致しない場合がある
 - 2 表中市とあるのは新型コロナウイルス感染症に対して市が取り組む独自事業

議案第62号

令和2年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予 算(第2号)

(単位:千円)

(単位:千円)

(単位:千円)

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ199万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ41億5千400万6千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正

款	補正前の額	補正額	計
繰入金	305, 934	△3, 582	302, 352
繰越金	1	1, 588	1, 589
歳入合計	4, 156, 000	△1, 994	4, 154, 006

(2) 歳出の補正

款	補正前の額	補正額	=
総務費	50, 707	△3, 582	47, 125
保健事業費	45, 042	1, 588	46, 630
歳出合計	4, 156, 000	△1, 994	4, 154, 006

(3) 事業別補正予算の説明

	歳出 (事業)	補正額	事業担当課
ア	総務費の事業費		
	職員等人件費	△4, 572	総務課
	一般管理事業	990	国保年金課

イ 保健事業費の事業費			
	1 500	<i>b</i> ₩.₩.> > > > 10 1 ₩ >₩.>₩.>₩.	
特定健康診査等事業	1, 588	健康づくり増進課	_
	٢	市民部・国保年金課	7

議案第63号

令和2年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正 予算(第1号)

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ77万円を追加し、歳 入歳出予算の総額を、それぞれ8億8千477万円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正

補正前の額 補正額 款 計 616 繰入金 498, 980 499, 596 国庫補助金 0 154 154 歳入合計 770 884,000 884, 770

(2) 歳出の補正

款	補正前の額	補正額	計
総務費	3, 520	770	4, 290
歳出合計	884, 000	770	884, 770

(3) 事業別補正予算の説明

	歳出 (事業)	補正額	事業担当課
ア	総務費の事業費		
	後期高齢者医療一般管理事業	770	国保年金課

〔 市民部: 国保年金課 〕

(単位:千円)

(単位:千円)

(単位:千円)

議案第64号

令和2年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第3号)

(単位:千円)

(単位:千円)

(単位:千円)

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3千702万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ36億6千983万6千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正

款 補正前の額 補正額 計 国庫支出金 762, 607 1,391 763, 998 繰入金 609, 767 3, 275 613, 042 繰越金 4,815 32, 355 37, 170 歳入合計 3, 632, 815 37, 021 3, 669, 836

(2) 歳出の補正

款	補正前の額	補正額	計
総務費	99, 348	2, 924	102, 272
地域支援事業費	108, 551	△5	108, 546
諸支出金	4, 817	34, 102	38, 919
歳出合計	3, 632, 815	37, 021	3, 669, 836

(3) 事業別補正予算の説明

歳出(事業)		補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費			
	職員等人件費	141	総務課
	一般管理事業	2, 783	介護長寿課

イ	地域支援事業費の事業費		
	職員等人件費	△5	総務課
ウ	諸支出金の事業費		
	国庫支出金等返還事業	1, 739	介護長寿課
	一般会計繰出事業	32, 363	介護長寿課

〔保健福祉部:介護長寿課〕

議案第65号

小中学校学習者用コンピュータ機器等の取得について

1 要 旨

小中学校学習者用コンピュータ機器等の取得について、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第51号)第3条の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 内 容

- (1) 取得する財産 小中学校学習者用コンピュータ機器等
- (2) 概 要 Chrome OS端末 3, 251台
- (3) 取得金額 146, 262, 490円
- (4) 相 手 方 大阪府大阪市中央区島町 2-4-1 2ミカサ商事株式会社代表取締役 中西 日出喜

(参考)

納入期限 令和3年2月26日

〔総務部:検査管財課〕

議案第66号

湖北環境衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及 び湖北環境衛生組合規約の変更について

1 要 旨

組合を組織する地方公共団体のうち、土浦市が令和3年3月31日をもって組合から脱退し、令和3年4月1日から組合を石岡市、かすみがうら市及び小美玉市をもって組織することとし、併せて組合の議員定数も変更する必要が生じたため、組合規約の一部を改正するにあたり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるもの。

2 内 容

湖北環境衛生組合規約(昭和43年地指令第176号)の一部を次のように改正する。

(1) 第2条

・構成市を、4市(石岡市・かすみがうら市・土浦市・小美玉市)から3市(石岡市・かすみがうら市・小美玉市)へ変更。

(2) 第3条第2項

・「、土浦市に係るものについては、旧新治村の区域(平成18年2月19日現在の新治村の区域をいう。)を対象とし」を削る。

(3) 第5条第1項

・組合議員の数を、16名(石岡市7名・かすみがうら市4名・ 土浦市2名・小美玉市3名)から14名(石岡市7名・かすみ がうら市4名・小美玉市3名)へ変更。

3 施行年月日

令和3年4月1日

〔市民部:生活環境課〕

議案第67号

つくば市等公平委員会を共同設置する地方公共団体数の 減少及び同公平委員会規約の変更について

1 要 旨

令和3年3月31日をもって新治地方広域事務組合が解散することに伴い、つくば市等公平委員会を共同設置する地方公共団体のうちから新治地方広域事務組合を削り、同公平委員会規約を次のとおり変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第3項で準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

2 内 容

- (1) 第1条中「掲げる市等」を「掲げる市」に、「関係市等」を「関係市」に改め、同条第4号の「(4)新治地方広域事務組合」を削る。
- (2) 第6条第1項中「関係市等」を「関係市」に改める。
- 3 施行年月日

令和3年4月1日

〔 監査委員事務局 〕

議案第68号

市道路線の廃止について

1 要 旨

道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 内 容

下土田地内に位置する路線を廃止するもの。

(1) 廃止しようとする路線

ア 路線名 市道8-1911号線

イ 延 長 48.00メートル



議案第69号

市道路線の廃止について

1 要 旨

道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 内 容

下土田地内に位置する路線を廃止するもの。

(1) 廃止しようとする路線

ア 路線名 市道8-1912号線

イ 延 長 78.00メートル



議案第70号

市道路線の廃止について

1 要 旨

道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 内 容

市川地内に位置する路線を廃止するもの。

(1) 廃止しようとする路線

ア 路線名 市道8-2378号線

イ 延 長 65.00メートル



議案第71号

市道路線の変更について

1 要 旨

道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 内 容

深谷地内に位置する路線の一部を廃止し、変更するもの。

(1) 変更しようとする路線

ア 路線名 市道1236号線

イ 延 長 (旧) 214. 16メートル

(新) 156.81メートル



議案第72号

市道路線の変更について

1 要 旨

道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 内 容

田伏地内に位置する路線の一部を廃止し、変更するもの。

(1) 変更しようとする路線

ア 路線名 市道5259号線

イ 延 長 (旧) 113. 43メートル

(新) 16.00メートル

